

新型コロナウイルス感染症の影響による 特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金

（初回）は、令和4年9月30日で申請受付を終了しました。

◆償還（返済）について

*令和4年3月末までに申請をした緊急小口資金・総合支援資金（初回）の償還（返済）は、令和5年1月から始まります。

*令和4年4月以降に申請をした緊急小口資金・総合支援資金（初回）の償還（返済）は、令和6年1月から始まります。

◆償還免除（返済免除）について

*住民税非課税世帯の方は、償還免除になります。（対象の資金は、令和4年3月末までに申請した、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）です。）

対象の方は、令和4年11月30日までに償還免除の申請をしてください。

*住民税非課税以外の方は、国の定めた要件にあてはまる状況になった場合は、貸付金の全部または一部が償還免除になる可能性がありますので、東京都社会福祉協議会のホームページを確認してください。

◆償還（返済）及び償還免除（返済免除）の詳細は、

東京都社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>

【問い合わせ先】（Contact for inquiries）

*東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

TEL03(6261)4335（平日9:30~17:30）



※対応言語：日本語, English, 中文（簡）, Tiếng Việt, 한국, Tagalog, မြန်မာဘာသာ, नेपाली

*港区社会福祉協議会 生活支援係 TEL03(6230)0282（平日8:30~17:00）